

★2024年度処遇改善加算等の取り組み

当法人では、福祉介護職員等処遇改善加算Ⅱの取得のための以下の要件を満たしています。

【キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ】は継続

【職場環境等要件について】

入職促進に向けた取り組み

- ①法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
 - ・法人理念、運営方針、支援方針に関する研修を実施する（
 - ・人事評価制度を用いた評価を行い、時期目標を明確化する
- ②職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
 - ・入職希望者へ職場体験を勧め、福祉事業の重要性と指導員の仕事の魅力を伝える機会と設ける
 - ・福祉事業の理解を深めるため、学生（大学・院生）の職場体験や見学の受け入れの実施

資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ①働きながら、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
 - ・資格取得のための勤務調整の実施と交通費の法人負担（法人が勧める資格取得の場合、受講費用含む）を行い、スキルアップが図れるよう支援する
 - ・必要な実務経験を満たす者へ、児童発達支援管理責任者研修受講を促進する。
- ②上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
 - ・上位者とのキャリア面談を3か月ごとに実施

※キャリア面談を通して、本人が目指す自分の姿を明確にし、その実現に向けて自己研鑽が積める様導く

両立支援・多様な働き方の推進

- ①子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実や整備
 - ・生後満1年以上満3年未満の子を養育する社員に対する時短勤務措置を就業規則に明記
 - ・要介護状態にある家族の介護を行う必要のある社員に対し、最大3日の介護休業取得が可能である旨を就業規則に明記
- ②職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
 - ・正社員と同様の勤務期間及び日数が可能である者が、所属長の推薦を経て代表理事の面接試験に合格した場合に社員転換が可能

腰痛を含む心身の健康管理

- ①雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
 - ・年1回以上の外部専門家によるマネジメント研修の実施
- ②事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
 - ・事故防止マニュアル、異常事態・事故発生時対応マニュアルの策定と年1回以上の研修を実施

生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための業務改善の取り組み

- ①業務手順書の作成、記録・報告書の工夫による情報共有や作業負担の軽減の実施
 - ・新任職員へのスムーズな引継ぎを可能にするため、基本的な業務マニュアルを策定
 - ・事業所全職員への情報共有の負担軽減のため、内容をわけた報告様式を使用
- ②5S活動（整理・整頓・清掃・清潔・躰）等の実践による職場環境の整備
 - ・不必要な物品の撤去や整理整頓により、スペースを確保することで作業の効率化を図り、定期的な清掃をすることで清潔度を維持。
- ③業務支援ソフト、情報端末の導入
 - ・請求、教材、研修、記録等に関する専用ソフトの導入
 - ・人事労務管理をICTで一元管理

やりがい・働きがいの構成

- ①ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
 - ・利用者ごとのプランミーティングを実施し、職員ごとの気づきを踏まえた支援方法を決定
- ②利用者本位の支援方針など障害福祉や法人理念等を定期的に学ぶ機会の提供
 - ・法人全体ミーティングにて、理念研修の実施
 - ・行政機関等の利用者主体支援の重要性に関する研修受講の促進

【見える化要件について】

「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載
法人ホームページに掲載